

一乗院の調査

—第317・321次

1 はじめに

この調査は、奈良市登大路町所在の奈良地方裁判所庁舎建替えに関連して実施したものである。

調査地の裁判所構内は、天禄元年（970）に創立された興福寺一乗院の跡地である。一乗院は、創建以来、数度の火災と再建を重ねた。慶安年間（1648～1652）再建の宸殿などは、明治初年以來、1960年代まで裁判所の庁舎に利用され、その後は唐招提寺に移築された（御影堂）。

移築後、1963年に発掘調査され、宸殿ほかの遺構が検出された（『重要文化財 旧一乗院宸殿・殿上及び玄関移築工事報告書』財団法人旧一乗院保存会、1966年）。

今回の調査は、第317次調査（2000年8月30日～10月24日）および第321次調査（2000年10月30日～12月1日）として2回にわけて実施したものである。調査は裁判所庁舎の南前面および西面の合計3箇所でおこない、調査面積は、第317次調査が167㎡、第321次調査が77㎡、合計244㎡である（図128）。



図128 第317・321次調査区位置図

2 第317次調査

調査区と土層

第317次調査は、現裁判所庁舎南前面および西面の2箇所で行った。それぞれ、東区、西区と仮称する。

東区の基本的な土層は、上から、表土、廃材廃棄層、黒灰色砂質土、焼土層、茶褐色砂質土、地山の順に堆積する。地山の標高は場所により若干異なり、東区東端で91.75m、西端で91.33mである。

西区の基本的な土層は、上から現地表をなすコンクリート叩き、砂礫または山砂と続いて、旧庁舎時のコンクリート叩き面となる。その下は黄褐色粘質土（置土）、黒色土、焼土、黄灰色土、焼土の順に堆積し、焼土の下は、直接あるいは数層をはさみ、地山となる。西区での地山の標高は91.15mである。

検出遺構

<東 区>

東半部には寛永年間の火災にともなう焼土層が広く残る。主な遺構に斜行溝、土坑がある（図129、130）。

SD7800 南東から北西に斜行する溝で、幅は2.2m、深さ0.7～0.8m。溝両岸に各1個、溝内に1個の石を配置している。石の材質は東岸の石が縞状片麻岩、西岸と溝内の石はペグマタイトである。溝堆積土は、灰色粘質土が主体で、瓦や土器などが出土した。溝に石を配置するなどの点から、遣水と思われる。

SK7801 調査区東よりの大規模な土坑である。埋土はSD7800の上を覆っており、前後関係は明らかである。土坑の規模は、調査区内では、南北3.8m、東西6m分検出したが、さらに調査区東外、南外にひろがる。土坑の深さは中央の最深部で約70cmある。土坑内には大量の瓦片が廃棄されており、土器類、石塔類、玉石などを交えていた。土坑底面には石が多量に投棄され、底に石を敷いたような状況を呈する（図129-1）。

SK7802～7806 調査区中央部に群集する瓦廃棄土坑。棧瓦をふくむ近世以降の瓦が多量に出土（図129-2）。

以下は東区西半部の旧庁舎関係の遺構である。

SC7810 盛土直下で検出した南北方向にのびる2条の礎石列。旧庁舎の建物間を結ぶ渡り廊下の礎石で、ほぼ原位置をとどめる礎石を3箇所、移動した礎石2箇所、抜取穴1箇所を検出した。礎石はすべて片麻状花崗岩製

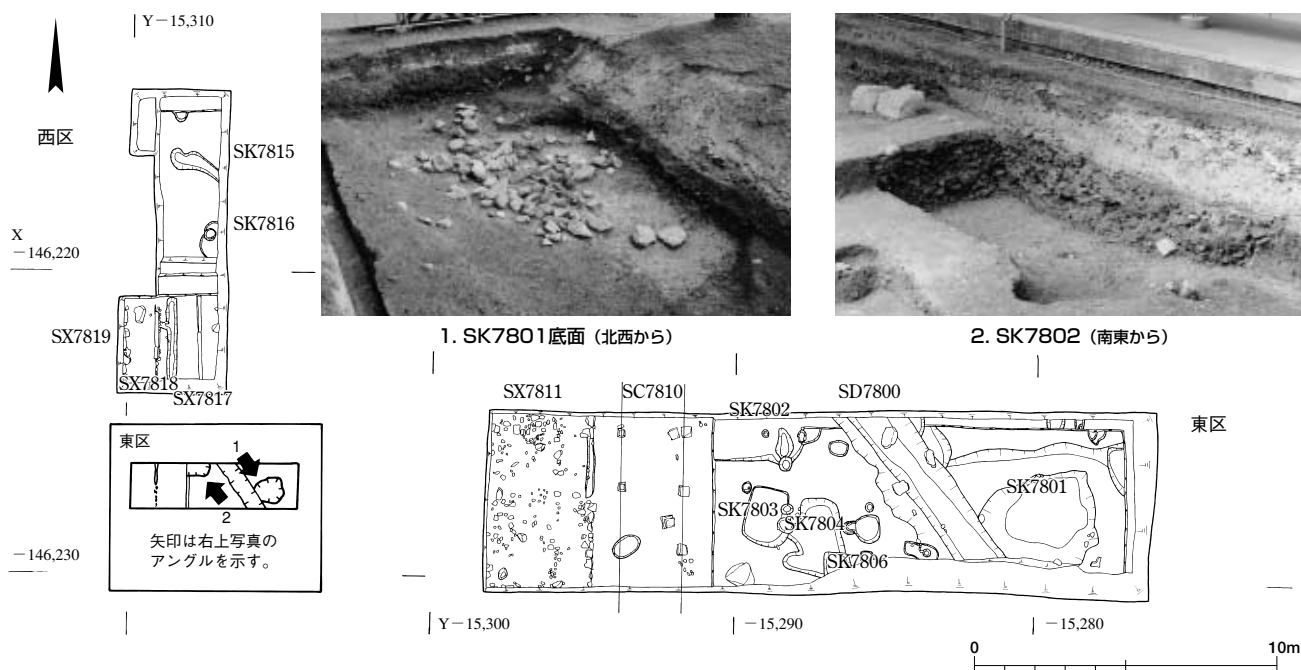


図129 第317次調査遺構平面図 (1 : 250) と主な遺構の検出状況

で、西側列の2個は、上面一辺約15cm、東側列の3個は上面一辺約30cmのいずれも方形に整形したもの。礎石の心々間距離は、東西方向（梁間）が約2.1m、南北方向（桁行）が約1.9mである。

SX7811 SC7810の西側0.7m以西にひろがる礎敷。旧庁舎時の遺構である。礎敷上面は、礎石列のおかかっている地面から0.1～0.15m高い。礎敷表面は、黒色土や、焼土、大小の礎からなる。礎敷の東縁に三笠安山岩の割石を南北1列にならべ、見切りとしている。

<西 区>

西区の調査では、現用の雨水管がL字形に存在しているため、調査区の南半部と西北部は掘り下げを避けた。

西区でも江戸初期の焼土層（第1焼土層）が広範囲に残り、その下に、間層をはさんで、焼土層（第2焼土層）がある。第2焼土層の上面はほぼ平面をなし、硬くしめる。鎌倉初期の焼土とみられる。さらに第2焼土層の下にも西に下がる焼土層（第3焼土層）の存在を確認した。

西区の主な遺構としては、第2焼土層から掘りこまれた土坑2箇所がある。

SK7815 幅約0.4～0.5m、深さ約0.3m、の溝状土坑を長さ1.5m検出した。調査区の東外へのびる。多量の鎌倉時代の土器が出土した。

SK7816 南北1.2m、東西0.5mの土坑。

以下は、西区南半の遺構で、旧庁舎時の構内舗装にか

かわる遺構である。

SX7817・7818 西区南半中央やや西寄り、南北に並ぶ、細長い花崗岩切石である。

SX7819 調査区西南端にのぞいている南北方向の割り石列である。
(千田剛道)



図130 東区全景（東から）

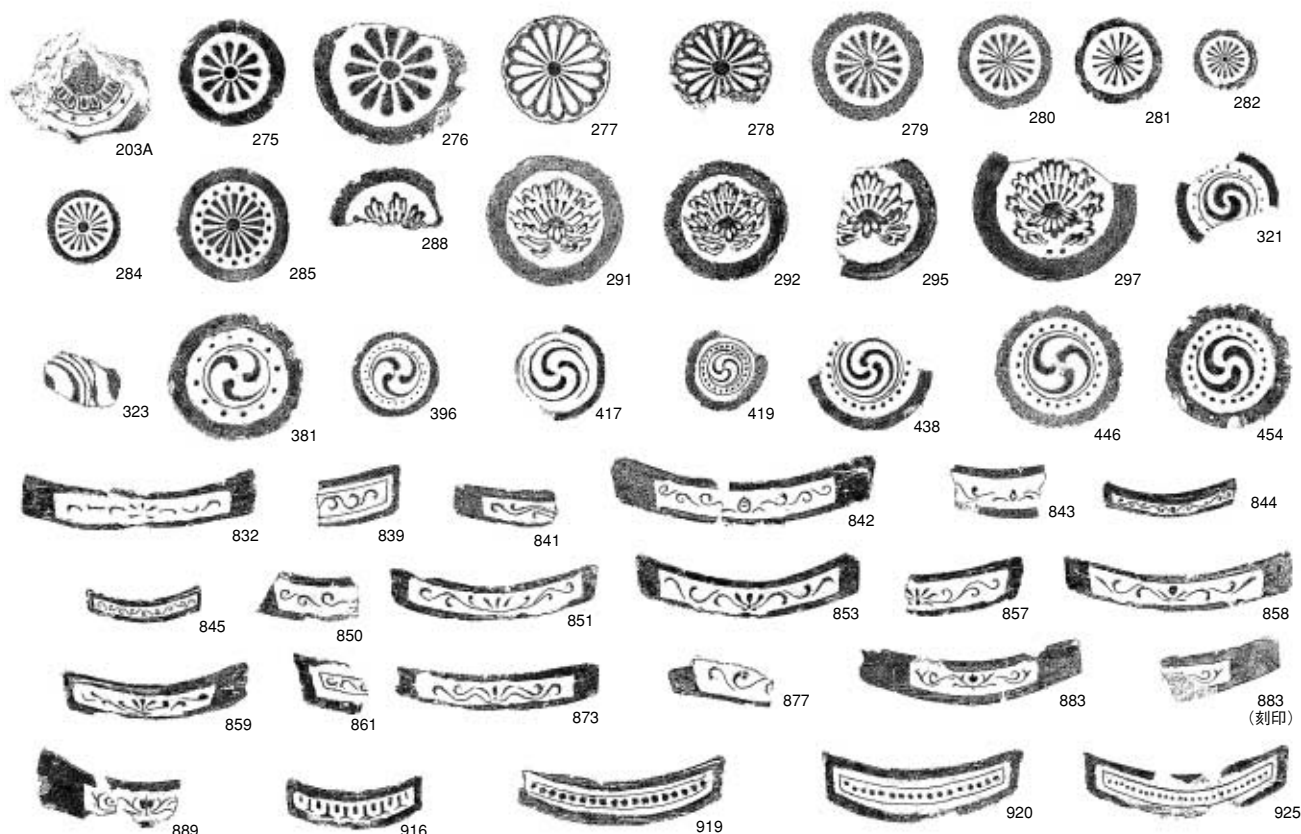


図131 第317次調査出土瓦 1:8

出土遺物

主な遺物は瓦磚類、土器、石製品、金属製品等がある。

瓦磚類 出土した瓦はきわめて多い(表15、図131)。

まず、まとめて出土した東区SK7801出土瓦について述べる。東端の攪乱部を除き、軒丸瓦約450点、軒平瓦約260点が出土した。各型式をみると、軒丸瓦では、「牡丹文」が非常に多く、興福寺291型式(軒瓦の整理番号。以下、番号のみ記す)が87点、292が32点、297が21点など。いずれも一乗院独自の型式である。三巴文も多く、454が38点、396が18点、381が17点、417が13点など。菊文では275が42点、277が27点など。軒平瓦では連珠文919が最多で67点あり、454とともに建長の再建時の瓦とされる。均整唐草文は851が26点、859が21点など。軒瓦以外では、獅子口、鬼瓦、鳥衾、面戸瓦や、輪違いと推定される瓦、小型菊丸など、種々の道具瓦類も多い。以上の瓦は寛永19年(1642)の火災により廃棄された瓦とみて矛盾がなく、年代の下限が明らかな資料として重要である。

SD7800からも少量の瓦が出土した。軒丸瓦では、「牡丹文」291、292、三巴文321、454、軒平瓦では、剣頭文916、連珠文919、920などがある。

SK7802~7806からも大量の瓦が出土した。棧瓦を含む江戸後半以降の瓦が主体を占める。(千田剛道)

表15 第317次調査 出土瓦磚類集計表

軒 丸 瓦				軒 平 瓦			
型式	点数	型式	点数	型式	点数	型式	点数
6271(興50)A	1	興福寺417	25	6682(興552)	1	興福寺925	3
6301(興60)A	1	419	1	奈良型式不明	1	連珠文	7
奈良型式不明	1	438	1	平安	11	中世	24
平安	2	446	9	興福寺832	7	江戸	13
興福寺203A	1	454	51	839	1	江戸新	10
275	54	一乗院華文	15	841	2	小型唐草文新	9
276	6	平安巴	1	842	6	近世	54
277	44	中世巴	40	843	2	近代	4
278	1	中近世巴	34	844	2	現代	1
279	10	江戸巴	14	845	1	軒棧瓦	25
280	38	近世巴	7	849	1		
281	1	巴新	8	850	2		
282	15	小型巴新	2	851	43		
284	5	江戸菊丸	48	853	19		
285	18	江戸菊丸新	8	857	9		
288	1	菊丸	3	858	20		
291	160	菊丸新	10	859	29		
292	41	小型菊丸	2	861	1		
295	4	小型菊丸新	4	873	18		
297	25	中世文字瓦	1	877	2		
298	2	中世	24	883	2		
321	1	江戸	8	889	1		
323	1	近世	31	916	16		
381	26	近代	2	919	93		
396	22	型式不明	1	920	5		
軒丸瓦 計(刻印付含)			831	軒平瓦 計(刻印付含)			445
丸 瓦		平 瓦		磚 他		凝灰岩	
重量	1513.9kg	3150.4kg		重量	22.5kg	0.2kg	
点数	8907	22022		点数	23	1	
道 具 瓦 他							
江戸鬼瓦	13	鳥衾	6	鬘斗瓦(刻印付含)	16	刻印平瓦	2
近代鬼瓦	1	棟飾輪違い	2	面戸瓦	150	丸瓦スタンプ	1
獅子口	17	隅木蓋	9	篋書平瓦	2	平瓦叩き文	22
留蓋	2	隅切平瓦	1	篋書丸瓦	4	用途不明品	15

注 興福寺の軒瓦番号は整理番号で、今後、変更の可能性がある

土 器 東区のSD7800、SK7801および西区SK7815の出土土器について述べる。

SD7800からは、土師器皿、羽釜などが出土している。土師器は16世紀前半までのものである。

SK7815からは、焼土層を掘りこんだ土坑からコンテナ約1杯分の土師器皿と、口縁が内湾する小皿、瓦器片も少量出土している。この土坑の埋土には焼土が混じるものの、土器自体に被熱の痕跡は認められない。土師器皿は比較的大きな破片が多く、器体は厚い。口径が12～14cmと8～10cmに規格を見出すことができる。法量は形態、規格性、共伴する小皿、瓦器の特徴から13世紀前半頃のものと思われる。南都では、従来、この時期のまとまった資料が非常に少ないため、この時期の土器を考えるうえで良好な資料でもある。

SK7801からは、近世の土師器や青磁、白磁など陶磁器が多量に出土している。1963年の調査においても多量の陶磁器が出土しているが、今調査の資料のうち青磁、呉須赤絵の大皿、褐釉の壺、染付は1963年出土の資料と接合関係にあることがわかった。出土した陶磁器の多くに被熱の痕跡が認められ、寛永19年（1642）の火災後、投棄されたものであろう。

呉須赤絵の大皿（図132）は1963年の調査と合わせて2個体が出土しているが、いずれも火災によって彩色が失われている。近年、福建省漳州窯や堺環濠集落遺跡の調査によって、いわゆる「汕頭陶磁器」の生産地と消費地の様相が明らかになりつつある。今調査におけるSK7801より出土した輸入陶磁器は、この時期の一乗院の華やかさを物語るだけでなく、投棄された年代がわかる点、青花や染付などの多種の陶磁器が一括で出土している点でも資料的価値が高い。

（神野 恵）

石製品・金属製品ほか 主なものにSK7801出土の「陀仏」の文字の残る石碑片、蓮弁を刻んだ台石片などがある。このほか、旧庁舎解体時に出た鉄釘、銅線、絶縁用の碍子も多数出土した。

（次山 淳）

ま と め

まず、東区のSD7800をとりあげる。SD7800は、1963年調査で検出されている宸殿の西南隅を斜めに走る「遣水」との関係が問題である。1963年調査時の見解では、この遣水内の遺物が鎌倉中期の遺物を包含するので、位置的に重複する宸殿の西庇1間は建長2年（1250）の再建



図132 SK7801出土呉須赤絵双鳳文大皿 1:5

後に付加されたとみている（「一乗院発掘調査概要」『年報1964』）。今回検出のSD7800には、溝内の土器に16世紀前半頃のものがあり、SD7800が、この遣水と一連の溝だとすれば、西庇の付加の年代が16世紀代以降に下がることを意味する。両者が一連の溝であるかどうかを含めて、今後の調査による両者の関係の検討を待ちたい。

焼土層は、東区で1層、西区で3層みとめられた。西区の焼土層のうち、最上層（第1焼土層）は、東区で検出された焼土層と一連の寛永19年（1642）の焼土層とみてよい。東区SK7801の遺物は、年代の下限が江戸初期に限定できる良好な資料としても重要である。

西区第2焼土層は、この焼土層に掘り込まれたSK7815出土土器の年代からみて仁治2年（1241）の焼失に関するものであろう。その下の第3焼土層は、遺物から年代の特定はできないが、第2焼土層と一連か、あるいは、さかのぼって治承4年（1180）の火災に関係する焼土層の可能性がある。

また、今回の調査では、従来、その位置が不明であった寛治7年（1093）に掘られ、「金輪池」（『一乗院文書』）と名づけられた池の所在の確認にも期待が寄せられた。今回の調査の結果では、池そのものは確認できなかったが、池と密接に関連すると思われる遣水遺構が、宸殿前面の広大な空間にのびていることがわかり、池が宸殿前面に存在する可能性が高くなったといえる。（千田剛道）

3 第321次調査

第317次調査に続いて調査を開始した。調査期間は10月30日より12月1日である。設定した調査区は現奈良地方・簡易・家庭裁判所の庁舎の南側で、江戸時代の一乗院の中央建物群（宸殿、殿上）の南東側に位置する。調査面積は約77㎡である。

調査区周辺は電気探査によって南北方向に伸びる溝の存在が指摘されており、この溝の一部が現裁判所の敷地南側の発掘調査においても確認されている。そこで、調査にあたっては、遺構の残存状況とその詳細を把握するとともに、北側においての有無とその内容を明らかにすることが課題となった。したがって、この点にも留意し、調査区設定をおこなった。

遺構確認面は西側が低くなっており、発掘調査最終段階の計測によれば、東で標高91.9m前後、西では91.6m前後であった。

遺構の概要

調査区中央に近代の裁判所庁舎のコンクリート製基礎が存在する。これを境に地山の確認高、および堆積状況に差がみられるため、便宜的に基礎を境に東西に分けて説明をおこなう（図133）。

<調査区東側>

大阪層群を基層とする自然堆積層が高く残存していた。この上に堆積する人為的な土層も複雑である。これは下層より地山、灰色粘土、灰褐色土、焼土、近代以降の表土・整地土に大別が可能である。遺構は各層の上面より確認した（図134）。

土坑SK7860・SK7861 不整形な2基の土坑で、ともに北側は調査区外に伸びる。重複関係があり、SK7860が先行するが、共に銅滓、炭化物を含み、黄褐色の土質も近似するため、それほど時期差はないと思われる。地山上で確認した（図133右、135）。

柱穴SK7870 円形の穴を掘り、両輝石安山岩の礎板石を据えた土坑である。上面には木質がわずかに残存しており、柱穴と判断した。近接する柱穴と建物を構成すると考えるが、同様の穴は調査区内では確認できない。地山上で確認した。

護岸施設SX7885 調査区東壁で確認した。板を横位に組み、杭で固定する形式のものである。杭は調査区側

ではなく、反対側より打ち込まれており、土層観察によって据え付け時の裏込めが観察された。したがって、護岸面は東向きである。

護岸の板材は、上部を中心に火を受けた痕跡があり、寛永の火災時に罹災した可能性が高い。護岸周辺は水が湧きやすく、護岸の反対側は砂等の堆積による透水層と考えられる。灰褐色土上で確認した。

廃棄土坑SK7881 瓦などの遺物を多く包含する焼け土が堆積している。寛永19年（1642）の火災の後処理として穴を掘り、廃材を埋めて片づけをおこなった痕跡と考えられる。灰褐色土上で確認した。

土管暗渠SX7880 土管暗渠は、南北方向に時期を異とする瓦質土管、および陶製土管が配されたものが設置されている。瓦質のものは寛永焼土上で確認した。検出部分については、ほぼ水平に据えられており、水流の方向は特定できないが、出土部分の高さについて計測した結果、わずかに南が低い。

上部に陶製土管の暗渠を設けており、瓦質土管廃絶後も、同位置において近代まで管の利用が継続されたと考えられる。近代以降の整地土上で確認した。

<調査区西側>

東側に比べて低く、遺構の残存状況も良くない。寛永の火災による土層も含め削平され、近代以降に整地土を盛り上げて平坦にならしている。したがって、江戸時代中頃以降、何度か大規模な削平・改変を受けていると考えられる。

瓦・礫集中SX7872 調査区西側にはヘドロ状の粘土が堆積しており、これを除去したところ、下部に瓦、礫が集中して出土した。これらは地山上面に面的に集中している。直上に堆積している粘土は均質で粘性が高いもので、水成堆積により形成されたものと考えられる。層中に少量の瓦、炭化物を含む。

土坑SK7865・溝SD7866・SD7867 2条の溝と1個の土坑が重なっている状態で確認された。土坑は溝によって破壊されている。この土坑中からは、興福寺前身寺院、および興福寺創建期と考えられる瓦が出土しており、注目される。

2条の溝は灰褐色土の上下から掘り込まれ、時期を異にする。土坑はこれらの溝に壊されており、本調査区内で最も古い遺構のひとつである。

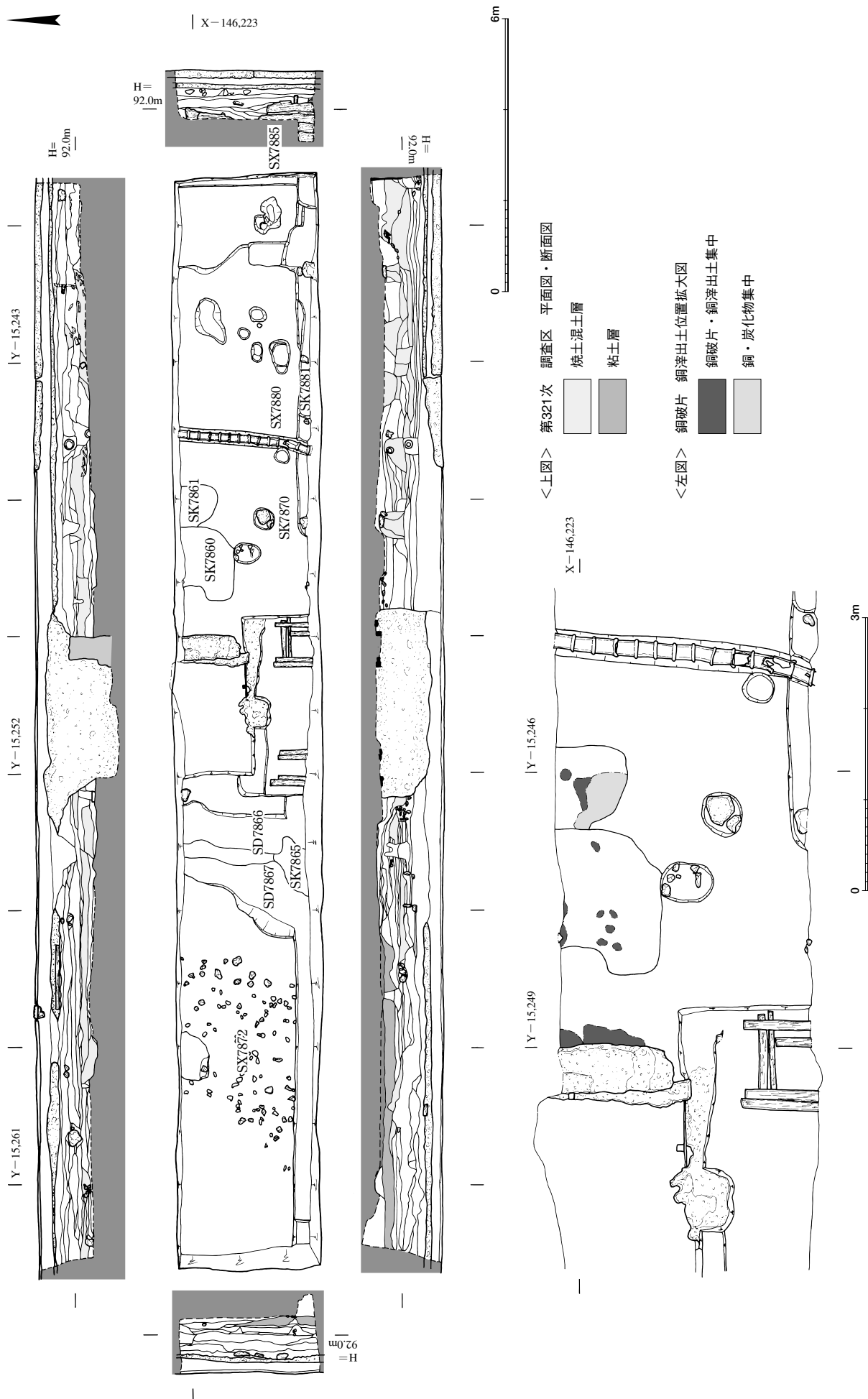


図133 第321次調査遺構平面図・断面図(左) 1:120、銅破片・銅滓出土位置拡大図(右) 1:60



図134 調査区全景（東より）



図135 銅破片・銅滓出土状況（南東より）

出土遺物

銅破片・銅滓 銅破片は粒状を呈するものが中心である。表面は酸化して緑青となっているが、赤銅色を呈する部分が残存している部分もある。製品の一部分を構成するものはないと思われる。銅滓は径1～2cm程度のものが多い。炭化物等の熔着が認められる。

土器（図136）土師器、須恵器、施釉陶器、陶磁器等が出土している。ここでは古代に属するものを紹介する。
須恵器 杯、皿、壺、硯等が出土しているが、小片が多い。（1）は宝珠硯で、8弁の宝珠形に削り出しをおこなう。灰色を呈する。硯面の一部に墨が残存し、光沢をもつほど研磨され、使用が著しかったことがうかがえる。また、外縁および丘と海の境が全て欠失しており、意図的にこの部分が割られた可能性もある。

（2）は下部を欠失しているが、圈足円面硯と考えられる。暗褐色を呈する。

（6）は小型の壺で、内面にはロクロ目を明瞭に残す。青灰色を呈する。また、底部はヘラ状工具による削りと沈線状の窪みがある。

二彩 東側土層中より4点が出土。いずれも小片であり、後世に遊離したものと考えられる。（3）は平底の杯で、内面に緑釉、胴部外面は緑釉と透明（白）釉を施し、底部外面にも透明釉を施す。また、底部外面には窯道具の目あとと考えられる痕跡が残っている。いずれも胎土は乳白色、軟質の焼成である。

三彩 脆く、小片で図示できないが、小型の短頸壺の破片である。胎土は明赤灰色。釉はほぼ剥落しているが、頸部にわずかに黄色釉を残す。

緑釉陶器 東側土坑内より碗が2片出土。（5）は還元炎焼成の素地に濃緑色釉を施す。高台接地部分に段がある。内面、及び胴部は施釉し、高台の内側は施釉しない。

土管（図137） 陶製と、瓦質の2種が出土している。瓦質土管は本調査において14本出土した。いずれも長さ24cm、袋部径16.5cm前後のものである。

この土管は粘土紐の積み上げによって成形される。外面にはハケメ状の工具痕を残している。内面は指頭によるナデをおこなうが、輪積痕が残存する。燻し焼きをおこない、表面を黒灰色に仕上げる。袋部との組合せ部分は削り込みを施しており、組合せの際、袋部内面と隙間なく連結ができるようになっている。

時期は陶製土管普及以前、近世のものであろう。1963年調査では本調査区北側で同形態と思われる土管暗渠の埋設が確認されており、これに連続する可能性がある。

瓦 近世の瓦を中心に調査区内で多量の瓦が出土した（表16）。また、土坑SK7865中より7世紀の軒丸瓦、軒平瓦、奈良時代の興福寺創建期の軒丸瓦、軒平瓦が出土した。7世紀の軒平瓦は興福寺前身寺院に使用されたものと考えられ、興福寺建立の際に持ち込まれたか、あるいは興福寺創建以前の前身の施設にもちいられていたものであろう。

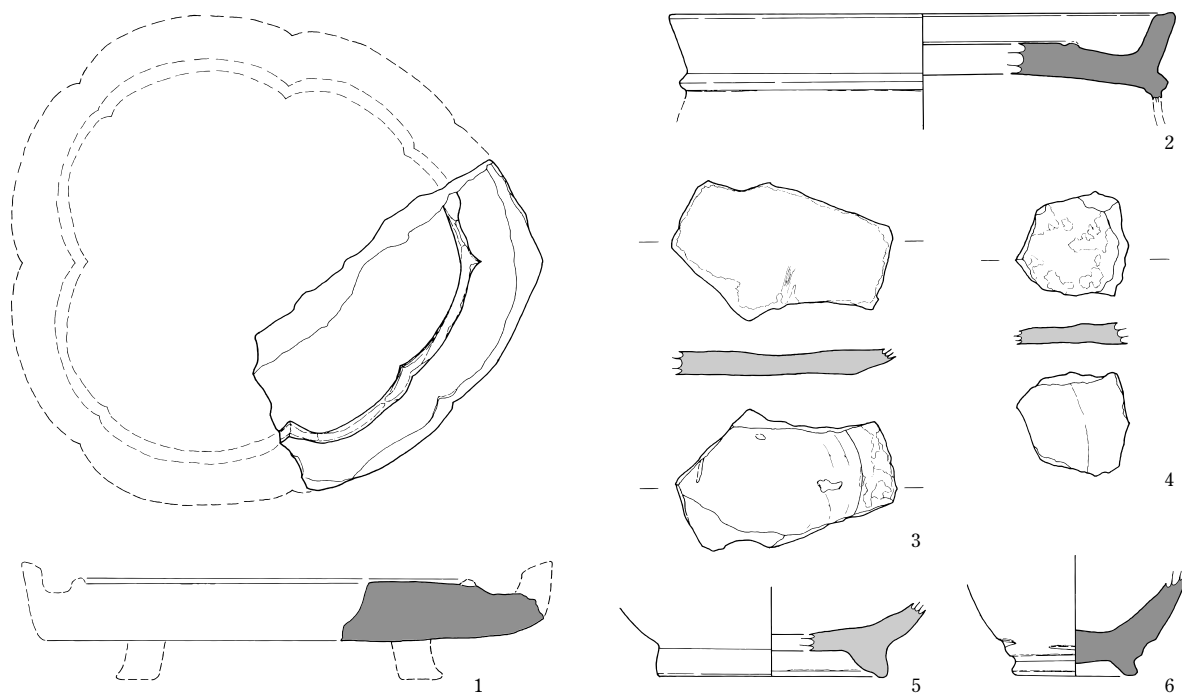


図136 第321次調査出土土器 1:2

まとめ

本調査の成果として注目されるいくつかの点をまとめ、報告を終えたい。

銅滓の出土 本調査区では銅破片、および銅滓が炭化物を伴って出土し、近隣において銅製品の生産がおこなわれていた可能性が高くなった。

これは興福寺、あるいは一乗院の活動と関連するものであり、前者であれば興福寺中心伽藍の後背地に当たる部分において、後者なら一乗院の敷地内で銅製品の製作がおこなわれたことを示す。このような痕跡は従来の調査では知られておらず、調査区周辺での具体的な生産活動のあり方を考える上で重要な知見であろう。今後、出土資料の特徴や出土土層の年代的な検討をおこない、その性格を吟味する必要がある。

宸殿南側園池の存在の可能性と評価 一乗院は、森蘊の現地地形観察による検討をはじめ、1963年、1997年、そして本年度と発掘調査が実施されている。しかし、1963年調査においては公共座標の記録がなく、周辺が大幅に改変された現状では、以後の調査との位置関係が曖昧となり、各調査位置の関係を整理する必要がある。そこで、国土方眼座標の記載がある奈文研所蔵の1/1000地図を基図に森蘊の実測図、調査平面図をコンピュータ上に取り込み、道路や建築物を手がかりに一致させる作業をおこない、概略ではあるが各調査区との関係を把握することができた（図138）。

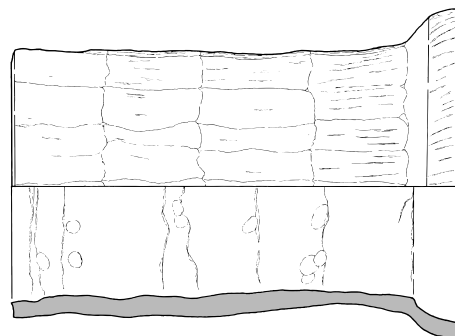


図137 第321次調査出土土管 1:4

表16 第321次調査 出土瓦磚類集計表

軒 丸 瓦			軒 平 瓦		
型 式	種	点数	型 式	種	点数
6228	A	1	6561(興福寺508)	A	3
6235(興福寺45)	J	1	6645(興福寺525)	A	1
6271(興福寺50)	A	2	6671(興福寺540)	A	3
6285(興福寺57)	A	1	6671(興福寺540)		7
6301(興福寺60)	A	3	6682(興福寺552)	D	1
6301(興福寺60)		5	6763(興福寺585)	C	1
興福寺280		1	興福寺719		1
中世巴		3	鎌倉(興福寺802)		1
中近世巴		1	中世		3
菊丸		4	近世		1
型式不明		6	型式不明		4
軒丸瓦計		28	軒平瓦計		26
		丸 瓦			平 瓦
重量	304.3kg	805.3kg	5.6kg	鬼 瓦	1
点数	2200	6178	8	面戸瓦	1
				平瓦スタンプ	1

注 興福寺の軒瓦番号は整理番号で、今後、変更の可能性がある。

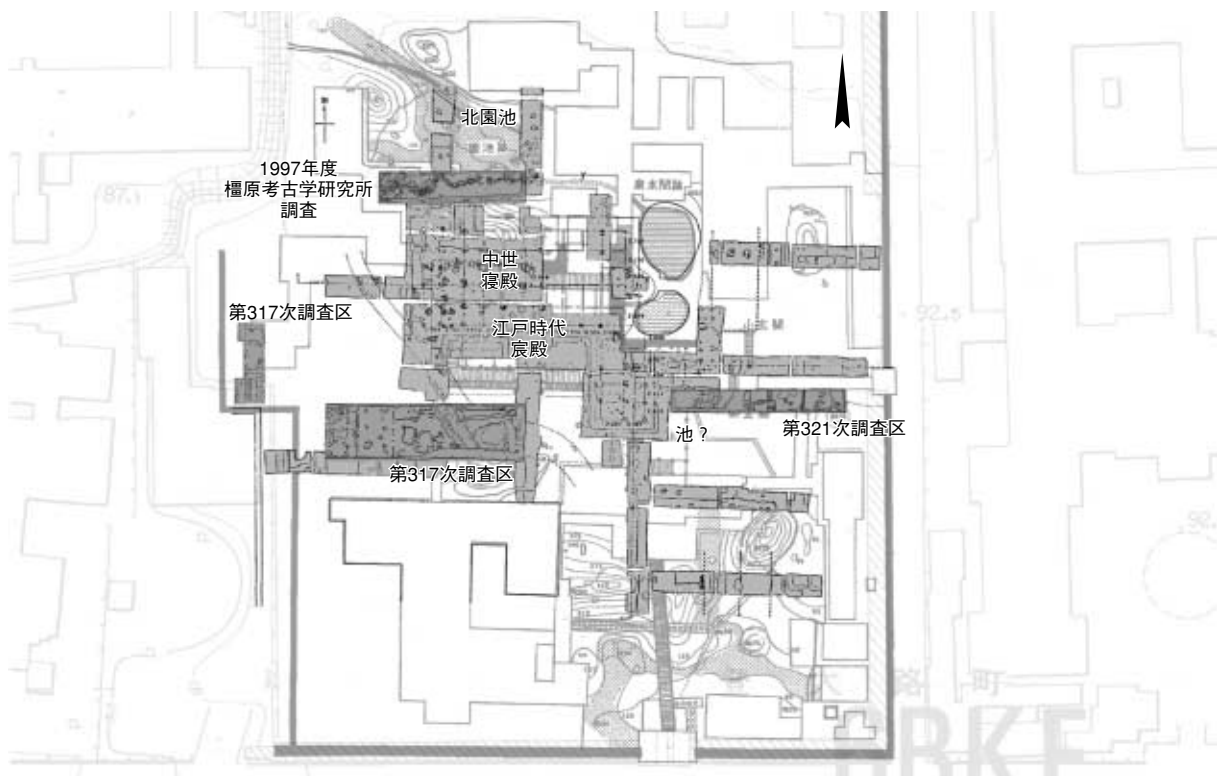


図138 興福寺一乗院発掘調査集成図

『一乗院文書』によれば、創建よりわずかに遅れた永延2年(988)に水路が築かれ、水谷川より導水したとの記載がある。この水路を水源として園池が存在していたことが知られており、後に大江匡房によって「金輪池」と命名されたことが知られている。

この池については、かねてより宸殿北側に石などを伴い残存している痕跡が有力視されてきた。

1997年の檀原考古学研究所の調査で北側園池の一部が明らかになり、池内の出土土器は11世紀前半を中心とし、埋没の下限を室町時代とする見解が出されている。これらの成果から、北側園池が平安時代に成立しており、これが「金輪池」にあたる可能性は高い。

ところが、1963年の発掘調査において、慶安3年(1650)竣工宸殿は、以前に比べ南側に移転して建てられたことが確認され、寛永焼失宸殿の南側部分の空間利用が問題となった。報告書では宸殿前面における広大な池庭の存在が可能性として指摘されたが、調査範囲などの制約により、確認はできていない。

この指摘を踏まえ、今回、各調査区位置を検討すると、1997年調査において確認された池岸は、1963年調査において検出されている宸殿基壇との距離が3m程と短く、これを併存とみなすことには疑問がある。また、この池は江戸時代末の『一乗院橋御殿古図』に存在していることが指摘されており、室町時代に埋没していたとは考えにくい。したがって、この部分は池ではないか、あるいは

は北側園池が慶安年間に宸殿を南側に移動させた後に造られたか、拡張された可能性が高い。

本調査区は、1963年の調査で確認された宸殿の東南に張り出す小建物の東側にあたる。この建物は『三会定一記』建長5年(1253)に記載のある「殿上廊」と呼ばれた建物である可能性が高い。今回の所見からこの位置に池が存在したとすると、殿上廊より宸殿にかけての南側一帯に園池が展開することになり、宸殿南面に園池が展開する一般的な形態の宸殿造系庭園を構成することになる。

しかし、調査区内では明瞭に池岸として確認できる部分はなく、周辺も幾度にもわたる削平、盛土による大幅な改変を受けており、存在を確定するには至っていない。今後、更に調査を進める必要があるだろう。

二彩・三彩陶器の出土 本調査区において二彩・三彩陶器が小片ながら出土した。緑釉単彩陶器とともに出土しており、奈良時代後半～平安時代初頭(長岡京期)の時期のものである。これらは、1968年の調査で発掘され、重要文化財に指定された資料と一連のものと考えられる。1968年の資料は宸殿下の土坑より一括出土しており、基壇で覆われていたため、これら二彩・三彩の出土位置は限られていると考えられていた。しかし、本調査によって敷地の各所で出土することが確認され、なおも資料が一帯に残存している可能性が高い。本調査の出土資料はいずれも小片であり、今後、周辺の調査には注意が必要である。

(金田明大)